



答 申 第 7 1 2 号
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 27 日付け神戸市長広報第 868 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ホームページリニューアルに伴う
問合せ管理システム及びアンケート管理システムの再構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市ホームページをリニューアルすることに伴い、問合せ管理システム及びアンケート管理システムを再構築して、①市役所内部の LG-WAN が外部の攻撃をより受けにくい通信方式に変更すること、②問合せ状況の一覧表示機能や CMS から直接回答できる機能を付加することは、セキュリティの向上や、回答の遅延防止及び迅速化に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市ホームページリニューアルに伴う
問合せ管理システム及びアンケート管理システムの再構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理を行う情報】

お問い合わせフォームの入力項目 (お問い合わせ管理システム)

- ・名前
- ・フリガナ
- ・電子メールアドレス
- ・住所
- ・電話番号
- ・性別
- ・年齢
- ・お問い合わせの内容
- ・添付ファイル

アンケート調査回答者の属性把握のための項目 (アンケート管理システム)

- ・電子メールアドレス
 - ・住所区 (東灘区, 灘区, 中央区, 兵庫区, 北区, 長田区, 須磨区, 垂水区, 西区, 県内, 県外)
 - ・年齢
 - ・性別
- *具体的なアンケート回答項目については, アンケート実施の都度, 各所管課にて検討。